

今月のトピックス

令和1年11月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
TEL 03-5356-6377
TEL 048-781-2651
URL <http://www.slmo.co.jp/>

《2020年4月から特定の法人について電子申請が義務化されます》

行政手続コスト（行政手続に要する事業者の作業時間）の削減を目的に、電子申請の利用促進のため、2020年4月1日以降、特定の法人において、労働保険や社会保険等に関する一部の手続について、電子申請が義務化されます。

電子申請を行うための届出は必要なく、電子で申請しない場合の罰則等もありませんが、特定の法人に該当し、かつ電子申請に対応していない場合には、事前準備（システム対応など）を含め早目のご対応が必要です。

特定の法人とは	●資本金、出資金又は銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人 ●相互会社（保険業法） ●投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律） ●特定目的会社（資産の流動に関する法律）	
一部の手続 きとは	健康保険 厚生年金保険	●被保険者報酬月額算定基礎届 ●被保険者報酬月額変更届 ●被保険者賞与支払届
	労働保険※継続事業（一括有期事業を含む。）を行う事業主が提出する申告書	●年度更新に関する申告書（概算保険料申告書、確定保険料申告書、一般拠出金申告書） ●増加概算保険料申告書
	雇用保険	●被保険者資格取得届 ●被保険者資格喪失届 ●被保険者転勤届 ●高年齢雇用継続給付申請（2回目以降の申請も含む） ●育児休業給付支給申請（2回目以降の申請も含む） ●介護休業給付支給申請（2回目以降の申請も含む）

※中小企業であっても「資本金または出資金額が1億円を超える」企業規模であれば、電子申請義務化の対象となります。

※社会保険労務士や社会保険労務士法人が手続きを代行する場合も、上記のいずれかに該当する法人であれば対象となります。

※次の①～④に該当する場合は、従来通り紙媒体での届出が可能です。①電気通信回線の故障や災害などの理由により電子申請が困難と認められる場合②労働保険関係手続（保険料申告関係）について労働保険事務組合に労働保険事務が委託されている場合③単独有期事業を行う場合④年度途中で保険関係が成立した事業において、保険関係が成立した日から50日以内に申告書を提出する場合

特定の法人に該当する場合にはお知らせください。

《協会けんぽ・被扶養者状況リストについて》

協会けんぽより、9月下旬から10月下旬にかけて、「被扶養者状況リスト」が送られています。就職などにより勤務先で健康保険にご自身で加入した方が、被扶養者のまま（二重加入）となっていないかを確認するためのもので、令和元年9月13日現在被扶養者の方が確認の対象となります。

今年度の調査では、令和2年4月1日より被扶養者の認定要件に「原則として国内に居住している」ことが追加されることに伴い、現在の居住状況の確認をあわせて行うため、18歳未満の被扶養者の方も含めて確認が必要となります。今回提出する被扶養者状況リストの「海外に在住している」にチェックをした被扶養者については、令和2年2月を目途に、改めて事業主へ確認書類が送られます。

上記につきまして、ご不明点・ご質問等ございましたらお気軽にご連絡ください。